

日本語教育学会 学会賞・奨励賞・功労賞表彰規程

制定 2016(平成28)年3月13日
2015(平成27)年度第5回理事会
一部改定 2017(平成29)年7月23日
2017(平成29)年度第3回理事会
一部改定 2017(平成29)年12月23日
2017(平成29)年度第4回理事会
一部改定 2018(平成30)年5月12日
2018(平成30)年度第1回理事会
一部改定 2020(令和2)年5月9日
2020(令和2)年度第1回理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「学会」という。）が、定款第4条第7号の規定に基づき、日本語教育における学術研究・教育実践・情報交流のさらなる発展に資するため、日本語教育に関して業績・成果のある個人・団体を表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 本規程で取り扱う賞は、次の3種類とする。

- (1) 日本語教育学会学会賞（以下「学会賞」という。）
- (2) 日本語教育学会奨励賞（以下「奨励賞」という。）
- (3) 日本語教育学会功労賞（以下「功労賞」という。）

(受賞者の資格)

第3条 賞を受ける者は、以下を対象とする。

(1) 学会賞

日本語教育に関してめざましい業績・成果があり、今後も活躍が期待される学会の会員で、原則として、最終学歴修了後または実践開始から10年以上経過している個人とする。

(2) 奨励賞

日本語教育に関して注目すべき業績・成果があり、将来の活躍が期待される学会の会員で、原則として、最終学歴修了後または実践開始からおおよそ10年未満の個人とする。

(3) 功労賞

日本語教育界において長年の業績があり多大な貢献をした個人または団体とする（会員資格は不問とする）。

2 各賞について、次に掲げる個人及び機関・団体は、原則として授賞選考対象に含めない

ものとする。

(1) 個人：

- ア 学会の名誉会員。
- イ 過去に感謝状または功労者表彰を受けた者。
- ウ 在任中の会長および副会長。

(2) 団体：

- ア 国の機関、独立行政法人、大学等機関、地方公共団体。
- イ 政府資金、地方公共団体補助金等の公共資金を主財源として活動をしている団体。

3 以下の授賞は行わないこととする。

- (1) 同一人に対する同一の賞の授賞。
- (2) 同一人に対する同時の複数賞の授賞。
- (3) 同一人に対する2年連続の授賞。

(授賞対象の活動)

第4条 学会賞・奨励賞・功労賞の授賞対象となる活動は、次のいずれかとする。

- (1) 日本語教育学に関わる学術研究活動。
- (2) 日本語教育または日本語教員養成に関わる実践活動。
- (3) 日本語教育の社会的認知の向上や社会的環境づくり等に貢献する情報交流活動。

(授賞の数)

第5条 学会賞および功労賞は、各年1件とする。

2 奨励賞は、原則として各年1件とする。ただし、特に優れた複数の授賞候補者がある場合には、3件までとすることができる。

3 各賞について、授賞該当者のいない年もあり得るものとする。

(選考対象とする期間)

第6条 各賞の選考対象期間は、授賞前年の12月31日までとする。始期は問わないものとする。

(授賞候補者の推薦)

第7条 各賞の授賞候補者は、学会の以下の者が推薦するものとする。

- (1) 役員（理事、監事）
- (2) 代議員
- (3) すべての委員会の委員（授賞候補選考委員兼務者を除く）

2 前項の推薦にあたり、推薦者は各賞の候補者1件ずつを推薦できるものとする。

3 推薦は、別紙様式により行うものとし、同様式に記載された事項等を含む、なるべく多くの情報とともに、推薦理由を記述するものとする。

4 推薦は、郵送によるほか、電磁的方法（FAXまたは電子メール）により行うことができる。

5 推薦・選考に関する手続は、おおむね次の日程により行う。

7月1日 授賞候補選考委員会（以下「選考委員会」という。）委員委嘱

9月1日	各賞候補者推薦開始
12月25日	各賞候補者推薦締め切り（17時必着） ※但し、土日にあたる場合は、その次の最初の平日とする。
1～2月	選考委員会による選考
3月	理事会において授賞者決定
5月	授賞

（選考委員会の招集及び定足数）

第8条 授賞候補選考委員会設置運営規程第8条の規定に基づき、委員長が選考委員会を招集する。

2 選考委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

第9条 選考委員会は、第7条に基づき推薦された候補者の中から、学会賞授賞候補者1名、奨励賞授賞候補者3名以内、功労賞授賞候補者1名（又は1団体）を選考し、理事会に推薦するものとする。

2 前項の授賞候補者の選考審議を行う選考委員会に出席できない委員は、第7条に基づき推薦された授賞候補者の業績などについて意見書を選考委員会に提出するものとする。

3 選考委員会における授賞候補者の選考審議においては、前項の欠席委員の提出した意見書も含めて審議を行い、選考委員会としての最終的な授賞候補者の選出は、同委員会における別段の合意が行われた場合を除き、出席委員の無記名投票により採決するものとする。

4 授賞候補者の選考において、賛否同数の場合には、委員長が裁定する。

5 選考委員会は、功労賞の候補で同委員会から当該年度の授賞候補者として理事会に推薦されなかった候補について、選考委員会の判断により、翌年度の候補者として翌年度の選考委員会へ推薦することができる。

第10条 選考委員会は、候補者の選考審議にあたり、必要に応じて、委員以外から意見を聴取することができる。

（授賞者の決定）

第11条 理事会は、選考委員会からの授賞候補者の推薦に基づき、学会賞・奨励賞・功労賞の授賞者を決定する。

（授賞）

第12条 学会春季大会において、学会賞・奨励賞・功労賞の授賞者に表彰状を授与する。

2 第1項の春季大会において賞の授与ができないときは、理事会が適当と認める機会にこれを授与する。

第13条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(附則)

1. この規程は、2016（平成28）年6月1日から施行する。
2. この規程の実施に関わる細則は理事会の承認を得て定める。